# 前橋市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本市で開催され、市民が参加する各種行事等において、参加者が心肺停止状態に陥ったときの救急救命に備え、主催する団体等へ自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）を貸出すことにより、市民の救命率を向上させることを目的とする。

（貸出機器）

第２条　この要綱により貸出す機器は、保健総務課等に保管するＡＥＤとする。

（貸出対象）

第３条　ＡＥＤを貸出す対象は、市内で開催する営利を目的としない各種行事等を行う団体等とする。

（貸出期間）

第４条　ＡＥＤの貸出期間は、貸出開始日から起算して７日以内とする。ただし、返却期限日が前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第１４号）第１条第１項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日（その翌日も同条例に基づく市の休日に該当する場合は、その日以降に到来する直近の市の休日に該当しない日）をもってその期限とみなす。

（貸出台数）

第５条　ＡＥＤの貸出台数は、原則として１台とする。

（貸出申請）

第６条　貸出を受けようとする者は、原則として貸出日の３ヶ月前から７日前までに前橋市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出申込書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（貸出の決定）

第７条　市長は、前条の規定による申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸出の可否を決定することとする。

２　市長は、前項の規定による決定をしたときは前橋市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出承認（不承認）通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知しなければならない。

（費用の負担）

第８条　ＡＥＤの貸出に係る費用は、無償とする。

２　貸出期間中におけるＡＥＤの運搬、維持管理等に要する経費は、ＡＥＤを借り受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

（遵守事項）

第９条　借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ＡＥＤは常に良好な状態で管理すること。

(2) ＡＥＤを使用するときは、取扱説明書によって適切に使用すること。

(3) ＡＥＤを処分し、又は目的以外に使用してはならない。

(4) ＡＥＤを転貸し、又は譲渡しないこと。

（承認の取消等）
第１０条　市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出の承認を取り消し、貸出期間中であってもＡＥＤを返還させることができる。
(1) 借受者がＡＥＤを使用しなくなったとき。
(2) 前条の規定に違反したとき。
(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
（返却）
第１１条　借受者は、貸出期間の満了日までにＡＥＤを返却し、前橋市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）実績報告書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。
（亡失・損傷等の報告）
第１２条　借受者は、ＡＥＤを亡失し、又は損傷させたときは、直ちに前橋市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）亡失・損傷報告書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。
（損害賠償）
第１３条　市長は、借受者がこれを亡失し、又は損傷させた場合、市長が相当と認める損害額をもって賠償させることができる。
２　借受者が無断で他に譲渡し、又は担保に供する行為等を行った場合も同様とする。
（外部施設における事務処理）
第１４条　保健総務課以外の施設が貸出用ＡＥＤを保管する場合にあっては、当該施設を管理する者が、第６条、第７条、第１０条及び第１１条に規定する事務を処理するものとする。
（補則）
第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２７年５月１８日から施行する。